



各位

平成 22 年 4 月 30 日

会社名 飯野海運株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉本勝之
(コード番号 9119 東京・大阪各第一部、福岡)
問合せ先 総務企画グループリーダー 當舎 裕己
(TEL. 03 - 5408 - 0360)

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保又は向上を目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「原方針」といいます。）の導入を決定の上同日付けで公表し、また、原方針の導入については、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 116 期定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決頂いております。その後引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の施行等の動向に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成 22 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、平成 22 年 6 月に開催予定の当社第 119 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下、「大規模買付者」といいます。）に対して、以下の対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本方針の内容につき、原方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ・ 金融商品取引法等の施行等に合わせ、関連部分を変更いたしました。
- ・ 原方針では、対抗措置の発動の手段として、当社取締役会が特別委員会（下記 4.(1)()をご参照下さい。以下、同じです。）に対する諮問を行い、その勧告を最大限尊重して、その発動の是非を判断することを基本としていましたが、本方針では、

この手続のほかに、(ア)特別委員会が株主意思確認総会（下記 3.(1)() (ア)において定義されます。以下、同じです。）を招集することを勧告した場合、又は、(イ)対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動につき、当社取締役会が当社の株主の皆様のご意思を確認するために、（上記(イ)の場合には特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認総会を招集することもできることといたしました。

- ・ 対抗措置の発動に係る権利落ち日の前営業日以降においては、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとしたしました。
- ・ 当社取締役会が取締役会評価期間（下記 2.(3)において定義されます。以下、同じです。）内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、必要に応じて外部専門家等（下記 2.(2)において定義されます。）の助言を得て、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間延長することができることといたしました。但し、当該延長は、原則として一度に限るものとしております。

また、本定時株主総会において、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、また、原方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

（注 1）「特定株主グループ」とは、（ ） 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）及び その共同保有者（同条第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）並びに、（ ） 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）を行う者及び その特別関係者（同条第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとし、

（注 2）「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ ）特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者

の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、以下、別段の定めがない限り同じです。）又は、（ ）特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同条第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様のご利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様のご利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様のご利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう企業買収も

あり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び下記2.のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 .の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

(1) 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、「安全の確保が社業の基盤」を経営理念の最初に掲げ、永続的な成長を目指した経営を行っております。当社の事業の一つの柱である海運業においては、国際的な自由競争のもと、国内外の荷主との良好な関係を基礎とする中長期の契約関係に基づき、安定的な収益構造を築いております。また、当社の事業のもう一つの柱である不動産業においては、既存物件の収益性の向上及び有利物件の新規獲得による収益の拡大を目指し、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に努めております。

当社の海運業は、オイルタンカー、ガスタンカー及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びに撒積船によるドライバルク輸送業から構成されております。

当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年にわたる信頼関係を築いており、また、ドライバルク輸送業においては、国内電力各社、製紙会社との中長期の契約関係に基づき、専用船を主体とした安定輸送に従事しており、取引先企業から高い評価を得ております。このように、特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として海運業を営んできたことが、当社の企業価値の基盤となっております。

一方、当社は、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区においてオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでまいりました。また、当社は、所有する不動産の資産価値の最大化を図るべく、平成21年3月より、東京都千代田区内幸町に所在する飯野ビルの建替工事に着手しております。新飯野ビルは、日比谷公園を望む良好な環境に加え、高い耐震性や高度なセキュリティ機能を備え、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供する最新設備を有する地上27階建てのオフィスビルとなる予定です。また、旧飯野ビルのシンボルとして長年顧客の皆様にご利用頂いておりましたイイノホールも、新飯野ビルにおいて新たに開業する予定です。

このように当社の事業の柱は、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい外航海運業に加え、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業から成り立っており、当社は、このような海運業と不動産業を適切に組み合わせることによって、バランスの取れた安定経営を行うことを経営の基本方針としております。

また、このような経営の基本方針を実現するために、当社は「顧客のニーズに応えてスペースを提供する」という共通点のある2つの事業、すなわち海運業と不動産業を事業の柱とした経営を行うことにより、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。また、上記のとおり、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向しており、市況等の変動による影響を受けにくく、安定した収益が期待できる中長期の契約関係の比重を高めることを経営の主眼にしております。

さらに、海運業においては、当社が輸送する主要貨物は日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。加えて、不動産業においても、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を獲得しており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開すること

を通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このように、当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっていますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えております。

したがって、経営判断に当たっては、安全の確保・環境保護・法令遵守を判断の基盤におき、常に中長期的な業績の向上を目指しております。また、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や社会全体に貢献する文化的事業については、最終的に当社の企業価値の向上に資するものであれば、今後も取り組んでまいります。下記(2)の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、株主の皆様様の共同の利益の最大化、安定配当体制の継続に資するものと考えております。

(2) 中期経営計画

当社グループは、平成 19 年 5 月 10 日に、5 ヵ年間の中期経営計画「ISG12 (Iino's Strategic Growth Plan to 2012)」(平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月)を策定し、企業価値の向上を目指した事業基盤の整備を進めております。

中期経営計画「ISG12」において目指すものは「永続的な成長企業」であり、その達成度を測るために ROE 10%の維持を目標といたしました。そして、目標達成のため、海運業におきましては、これまでの業績の牽引役であるケミカル船部門の更なる飛躍と安定収益部門への成長や、ガス輸送部門の更なる成長に向けて積極的な取り組みを行っております。また、不動産部門におきましては、安定収益の柱をより強固にするため、上記(1)に記載のとおり、飯野ビルの建替えを実施しております。経営資源は、これらの重点戦略 3 部門に加え、船舶等の安全品質管理体制強化に積極的に投入します。特に、船舶管理部門におきましては、「海技者の育成」と「外国人船員の有効活用」に注力し、船舶の安全を確保し信用力を高めるとともに顧客満足度の向上を目指しております。

これらの中期経営計画「ISG12」の実行と更なる成長への基盤を整備するために「組織力と個人の力を強化」し、意欲と能力を不断に引き出す環境の整備に努めるとともに、社会からの様々な要請 (CSR、企業統治) に応える体制を自律的に整備・強化し

ております。

なお、外航海運をとりまく経営環境は大きく変化し、また、東京都心部のオフィスビル賃貸市況は下落しておりますので、現在進めている対応諸施策の実効性や新飯野ビルのリーシングの進捗状況につき改めて評価を行い、新たな中期経営計画を公表する予定です。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

ア. 当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために、原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また社外監査役2名と社内監査役2名で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査にあたる所謂三様監査体制をとっております。なお、当社は、本定時株主総会において新たに社外監査役1名を選任する予定であり、これにより監査役会は社外監査役3名と社内監査役2名で構成されることとなります。

さらに、グループ会社社長も構成メンバーとするコンプライアンス委員会、安全環境委員会及び品質・システム委員会からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

イ. 業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

ウ. 当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次のとおりリスク管理体制

を構築しております。

() 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスに関する政策立案及びその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは、内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役員は法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。

() 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全及び環境に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

また、システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

さらに、不測の事故特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」及び「災害対策基本規程」に基づき代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。

() 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本方針書」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

() 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させる

ことを目的として、本方針を導入いたします。本方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は、海運業及び不動産業という幅広い範囲に及んでおります。また、当社は、上記 1.に記載のとおり、上記 2.の基本方針の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがって、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の事業の状況、及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、並びに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を、短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様が当該大規模買付行為の条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、本方針を導入することを決定いたしました。本方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十

分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い若しくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本方針の導入は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされていない事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙 1 をご参照下さい。

2. 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは次のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載して頂きます。

() 大規模買付者の概要

氏名又は名称及び住所又は所在地

代表者の氏名

会社等の目的及び事業の内容

大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位 10 名）の概要

国内連絡先

設立準拠法

() 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

() 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模

買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。)を含みます。)

() 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付して頂きます。

(2) 大規模買付情報の提供

上記(1)の大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から 10 営業日²(初日不算入)以内に、当初提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを上記(1)() の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

また、上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下、「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として提供情報リストの一部に含まれるものとしますが、提供情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が提供情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付

¹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

² なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に規定する日以外の日を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

大規模買付者及びそのグループの詳細（沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）

大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示して頂いた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。））に関する意見を含みます。）

買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。）並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載して頂きます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載して頂きます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載して頂きます。）

大規模買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）

大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定して

いる場合には、その内容及び必要性

純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要

当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（提供情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下、同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取

締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合には、下記 3.(1)()をご参照下さい。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置の発動の条件

()大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

(ア)特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記 4.(1)()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員

会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとしします。

(イ)株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(b)大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、且つ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしします。

()大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

(ア)特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙 2 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的に疑わ

れる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

かかる場合、下記 4.(1)()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、株主意思確認総会の招集を要しないものいたします。

(イ)株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(b)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であって、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものいたします。

()株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものいたします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様のご議決権の過半数をもって行うものいたします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において株主意思確認総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものいたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものいたします。

なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記 2.(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるもの

とします。

(2) 対抗措置の内容

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。対抗措置の選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上のために必要に応じて相当な手段を決定することといたします。

本新株予約権の概要は別紙3に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

4. 本方針の合理性・公正性を担保するための制度・手続

(1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

() 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。なお、特別委員会の概要は、別紙4「特別委員会の概要」に記載のとおりです。

また、本方針導入時の特別委員会の委員には、三宅雄一郎氏、鈴木進一氏及び廣岡三喜雄氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

() 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします(但し、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません。)

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じ

て外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で発動の決議をすることいたします。なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

() 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

() 本方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成 22 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、本方針を導入することを決議しております。したがって、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、また、原方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

() 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記 3.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

(3) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が、本方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させるという観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記 又は に定める場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記の特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会は、上記 又は に定める場合に該当すると判断する場合には、発動した対抗措置を、その決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示するものとします。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の割当期日（別紙 3 第 1 項において定義されます。以下、同じです。）に係る権利落ち日（割当期日の 3 営業日前の日を意味します。以下、「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

(4) 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期間は、平成 25 年に開催予定の当社第 122 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されるものとし、また、かかる有効期間の満了前であっても、平成 23 年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されるものとし、

また、当社は、本方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに開示いたします。

5. 本方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本方針は、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本方針は、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記 1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記 4.(2)()に記載のとおり、平成 22 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本方針に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本方針を導入することを決議しております。

また、上記 4.(2)()に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

さらに、上記 4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は、平成 25 年に開催予定の当社第 122 期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。

加えて、本方針の有効期間の満了前であっても、平成 23 年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議し、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本方針は、上記 3.(1)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記 4.(1)()に記載のとおり、当社は、本方針において、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は平成 25 年に開催予定の当社第 122 期定時株主総会の終結時までであり、また、本方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 4.(3)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回することはありません。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生

じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使して頂く（その際には一定の金銭の払込みを行って頂きます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

7. その他

本方針は、平成 22 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本方針の見直し、又は本方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況(平成22年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 440,000,000 株
2. 発行済株式総数 111,075,980 株
3. 株主数 10,997 名
4. 大株主(上位10名)

	株主名	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
1	東京海上日動火災保険株式会社	6,264,275	5.63
2	川崎汽船株式会社	5,940,464	5.34
3	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン	4,521,000	4.07
4	株式会社 みずほコーポレート銀行	4,296,000	3.86
5	三井物産株式会社	4,200,000	3.78
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央 三井アセット信託銀行再信託分・CMTB エクイティイ ンベストメンツ株式会社信託口)	3,622,000	3.26
7	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041	3,568,600	3.21
8	飯野海運取引先持株会	3,225,550	2.90
9	日本生命保険相互会社	2,507,000	2.25
10	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,315,700	2.08

(注) 上記のほか、当社は自己株式 4,417,181 株を保有しております。

(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、船舶その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みます。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様ごの判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様ごに当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様ごはもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様ごの共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の付与の対象となる株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

2. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。

4. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の当社の発行済みの普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)の総数と同数とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

特定大量保有者¹、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者²、特定大量買付者の特別関係者、若しくはこれら乃至の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、これら乃至に該当する者の関連者³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

¹ 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

² 公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（同条第 1 項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。）をいいます。

特別委員会の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置されます。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。
- ・ 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとします。
- ・ 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担するものとします。
- ・ 特別委員会の勧告は、特段の事情がない限り、特別委員会の委員の全員が出席し、その過半数をもって決議するものとします。

以 上

特別委員会委員の略歴

1. 三宅 雄一郎(みやけ ゆういちろう)

昭和47年4月 東京弁護士会弁護士登録
同年同月 三宅法律事務所入所(現)
平成10年6月 住友大阪セメント株式会社監査役(非常勤)(現)
平成11年6月 山洋電気株式会社取締役(非常勤)(現)
平成15年6月 新電元工業株式会社監査役(非常勤)(現)
平成18年6月 当社特別委員会委員就任(現)
平成20年6月 株式会社タダノ監査役(非常勤)(現)

2. 鈴木 進一(すずき しんいち)

昭和37年10月 弁護士・公認会計士芹沢政光事務所入所
昭和41年4月 公認会計士登録
昭和44年9月 監査法人東京第一公認会計士事務所入所
昭和49年2月 扶桑監査法人社員に就任
平成元年2月 中央新光監査法人代表社員に就任
平成17年8月 税理士浅見達男事務所入所
同年同月 税理士登録
平成18年1月 税理士法人エイマック社員就任(現)
同年6月 当社社外監査役就任(現)
同年同月 当社特別委員会委員就任(現)

3. 廣岡 三喜雄(ひろおか みきお)

昭和40年4月 国税庁入庁
昭和62年7月 東京国税局徴収部長
平成4年6月 札幌国税不服審判所長
平成6年7月 関東信越国税不服審判所長
平成7年4月 こども未来財団常務理事
平成16年1月 税理士登録
同年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授
平成19年4月 大東文化大学法科大学院非常勤講師
同年9月 財団法人日本税務研究センター常務理事
平成21年8月 同 退任

廣岡三喜雄氏は、本定時株主総会において新たに選任される予定の社外監査役候補者
です。 以 上